

平成17年度 文部科学省  
21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム  
「新たな時代に対応した共同・受託研究契約のあり方」  
第3回研究会

【日時】 平成17年11月18日（金） 13時30分～16時30分

【場所】 東北大学 青葉山NICHe棟 1階

【議題】

1. ご挨拶

東北大学理事 庄子哲雄研究推進・知的財産本部本部長

2. 東北大学における共同研究・受託研究の現状と課題

東北大学 高橋富男研究推進・知的財産本部本部長代理

3. 各大学の共同研究・受託研究契約交渉で問題となった具体的事例紹介と議論

4. 今後の研究会の進め方（日時、場所、テーマ等）

【配布資料】

1. 東北大学における共同研究・受託研究の現状と課題
2. 共同研究契約書（横浜国立大学）

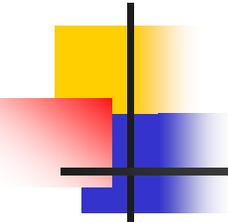
【参照資料】

「新たな時代に対応した共同・受託研究契約のあり方」第2回研究会資料  
（第2回配布分）

### 3. 各大学の共同研究・受託研究契約交渉で議論となった具体的事例紹介から議題としたい事項

1. 不実施補償の問題
2. 共有権利の特許費用負担
3. その他の主要な協議事項

電気通信大学  
客員教授 井桁 貞一



# 1. 不実施補償の問題

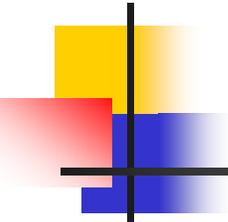
---

## [企業側]

非独占実施の場合、不実施補償は支払わない。

## <対応>

- 大学が第三者への実施を認める(東北大A社、B社)
- 以下の条件の組み合わせで合意点を見出す(横浜国大)
  - ・企業の貢献を考慮した金額とする
  - ・共同研究費の増額
  - ・大学が自由に第三者へのライセンス可
  - ・特許費用の負担
  - ・内容をみて協議
  - ・利益に不公平を生じた場合協議
- 大学が権利の買取を要求できる(名大C社)
- 一定額の支払い(名大E社)
- 結論先送り(東大、農工大C社、山口大電気C社)
- 契約不成立(農工大D社、名大A社)



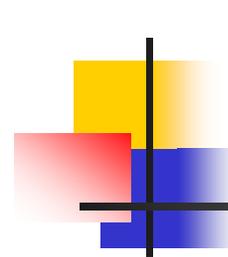
## 2. 共有権利の特許費用負担

### [企業側]

出願費用は持分に応じて負担

### <対応>

- ・大学として負担した以上の収益が見込まれない場合、大学は権利を承継しない(東大)
- ・出願時等に協議(山口大電気C社、機械C社、農工大C社)
- ・優先実施をする場合は企業負担とする(山口大機械A社)
- ・企業で負担してもらい、実施料収入が入った場合大学の持分を返済(山口大機械B社、薬品A社、食品A社)
- ・不実施料の支払いを条件に認める(山口大機械D社)



### 3. その他の主要な協議事項(共通の問題事項)

---

- ・権利はすべて共有とする(横浜国大B社・C社)
- ・受託研究で共有の規定を設けてほしい(横浜国大受託A社・B社)
- ・権利はすべて譲渡してほしい(農工大A社・B社)
- ・不実施補償の条件を事前に決めておきたい  
大学の人件費を含めた研究経費または発明補償から選択(名大D社)
- ・パッケージクロスライセンスに含まれるときは対価の要求をしないでほしい  
(名大E社)
- ・実施料の支払い時期を特許登録後としたい(東大)